

品川区高齢者住宅あっ旋事業実施要綱

制定	昭 和5 4年 4月 1日
改正	昭 和6 0年 3月2 8日 昭和6 0年3月要綱第1 6 7号
改正	昭 和6 3年 3月2 8日 昭和6 3年3月要綱第1 1号
改正	平 成 元年 3月2 7日 平成元年3月要綱第1 2号
改正	平 成 6年 6月2 7日 平成6年7月要綱第5 4号
改正	平 成 8年 4月 1日 平成8年4月要綱第2 5号
改正	平 成1 8年 4月 1日 平成1 8年5月要綱第9 7号
改正	平 成2 3年 3月3 1日 平成2 3年4月要綱第5 5号
改正	平 成2 8年 2月2 9日 平成2 8年3月要綱第7 6号
改正	平 成3 1年 3月2 9日 平成3 1年3月要綱第6 2号
改正	令 和 3年 3月2 6日 令和3年3月要綱第6 0号
改正	令 和 4年 3月2 5日 令和4年3月要綱第1 2 7号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区住宅確保要配慮者入居促進事業実施要綱（令和4年品川区要綱第114号。以下「入居促進事業実施要綱」という。）に基づき、区内に存する民間賃貸住宅（以下「区内民間住宅」という。）のあっ旋を行い、契約が成立した高齢者に対して、当該区内民間住宅の契約にあたり必要となる初期費用の一部の助成等を行うため、必要な事項を定めることにより、これら高齢者の生活の安定を図ることを目的とする。

(助成内容)

第2条 本要綱による助成内容は、別表1に定めるとおりとする。

(資格要件)

第3条 本要綱に基づく助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 入居促進事業実施要綱第2条第1号イに該当する高齢者であること。
 - (2) 入居促進事業実施要綱に基づく区内民間住宅のあっ旋が成立し、当該区内民間住宅に係る賃貸借契約を締結していること。
 - (3) 区内民間住宅の入居者のうち生計の中心となる者（以下「生計中心者」という。）の所得が、別表第2の区分に応じて定める額以内であること。
 - (4) 過去に本要綱に基づくあっ旋を受け、区内民間住宅に係る賃貸借契約に至った者にあつては、当該賃貸借契約の締結日から1年間を経過していること。
- 2 前項各号に規定する申請者の要件にあわせて、区内民間住宅の家賃等に係る債務の保証（区と「品川区高齢者等住宅あっ旋事業に係る家賃等債務保証制度の実施に関する協定書」を締結する保証会社（以下「保証会社」という。）が行う債務の保証をいう。）を受けようとする者は、同項各号に掲げる要件のほか、次の要件を備えているものとする。
- (1) 緊急連絡先（親族、友人、知人等）の登録ができること。
 - (2) 連帯保証人が立てられないこと。

(助成金等の交付申請および交付決定)

第4条 申請者は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別表第1に定める助成金の交付申請をすることができる。ただし、区長は当該書類の確認以外の手法により助成金の交付要件の確認ができる場合にあつては、書類の添付を省略させることができる。

- (1) 入居促進事業実施要綱に基づくあっ旋が行われたことを確認できる書類
 - (2) 新たに契約を締結した区内民間住宅に係る賃貸借契約書の写し
 - (3) 前号の区内民間住宅に転居後の申請者および同居者の全員に係る住民票の写し
 - (4) 生計中心者の所得を確認できる書類
 - (5) 区内民間住宅に係る賃貸借契約を締結する際に支払った礼金、敷金および仲介手数料の領収書の写し
 - (6) 保証会社の初回保証委託料の領収書の写し（保証会社と保証委託契約を締結した申請者が、初回保証料に係る助成を受けようとする場合に限る）
 - (7) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請は、新たに締結した賃貸借契約における初回の契約期間の末日までに行わな

なければならない。

- 3 区長は、前項の交付申請を受理したときは、内容を審査し、予算の範囲内において助成金の交付の可否を決定し、前項による助成金の交付の可否について助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知する。
- 4 区長は、前項の規定による審査の場合において、申請者に立退要求に基づく立退料、土地もしくは借地権の売却による利益または生活保護法（昭和25年法律第144号）による一時扶助（敷金等）があることが判明したときは、助成の一部または全部を助成しないことを決定することができる。

（賃貸人への補償）

第5条 区長は、申請者本人が死亡または行方不明のため賃借料が滞ったときは、前条の規定により決定した助成月額2カ月の範囲内で区内民間住宅の賃貸人（以下「賃貸人」という。）に補償することができる。ただし、第3条第2項の規定による保証委託契約を締結した本人が死亡または行方不明のため賃借料が滞った場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする賃貸人は、新たに締結した賃貸借契約における初回の契約期間の末日までに、補償金交付申請書（第3号様式）に未納家賃の内訳および金額等詳細が分かる書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、予算の範囲内において補償を決定する。また、補償の可否については、補償金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により対象者に通知する。

（助成金等の交付請求および交付）

第6条 第4条第3項の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者は、速やかに助成金交付請求書（第5号様式）により区長に請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 3 前条第3項の規定により補償金の交付決定の通知を受けた者は、速やかに補償金交付請求書（第6号様式）により区長に請求しなければならない。

（助成金等の交付決定の取消し）

第7条 区長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) その他区長が助成することが適当でないと認めたとき。
- 2 区長は、賃貸人が次のいずれかに該当する場合は、補償金交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補償金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他区長が補償することが適当でないとき。

3 区長は、前2項の規定により助成金または補償金の交付の決定を取り消したときは、交付取消通知書（第7号様式）により、申請者に対して既に交付されている金額の一部または全部の返還を命じることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付則

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

2 適用日から令和6年3月31日までの間、改正前の要綱第5条の規定によりあつ旋の決定を受け、当該あつ旋の成立により区内民間住宅に係る賃貸借契約を締結した者は、改正後の要綱第3条第1項第1号および第2号を満たす者とみなす。

別表第1（第2条、第4条関係）

助成区分	礼金等助成	仲介手数料助成	初回保証委託料助成
	賃貸料の2カ月分に相当する額以内	賃貸料の1カ分に相当する額以内	初回保証委託料の実費額
助成額	ただし、助成対象の賃貸料は、ひとりぐらし世帯は月額35,000円、全員が65歳以上である世帯は55,000円を限度とする。		ただし、50,000円を限度とする。

別表第2（第3条関係）

区 分	所 得 限 度 額
控除対象配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がいない場合	2,572,000円以下とする
扶養親族等が1人の場合	3,052,000円以下とする
扶養親族等が2人以上の場合	3,052,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人に付き380,000円を加算した額以下とする

第1号様式（第4条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

品川区高齢者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、住宅あつ旋助成金の交付を受けたいので申請いたします。

記

住宅あつ旋助成金 交付申請額	算出方法
円	(本人支払額) 礼金等 (月分) 円 + 仲介手数料 (月分) 円 + 初回保証委託料 円 ----- 合算額 (月分) 円
※本人支払額と交付 申請限度額を比較 し少ない額を記載	(交付申請限度額) 円
新たに契約を 締結した住宅の 賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
助成要件確認 (該当に○)	1 氏名、住所、生年月日、世帯員、生計中心者の所得について、 公簿等により確認してください。 2 本申請書に申請者世帯全員の住民票の写し、住民税課税証明 書等を添付のうえ申請します。

第2号様式（第4条関係）

助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

品川区長 印

品川区高齢者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、住宅あつ旋助成金の交付の可否を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付

種 別	金 額	算 出 根 拠
	円	

却下
理由：

第3号様式（第5条関係）

補償金交付申請書

年 月 日

品川区長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

品川区高齢者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、下記のとおり補償金を申請いたします。

記

1 賃借人氏名	
2 賃借人住所	
3 申請理由	死亡 ・ 行方不明
4 本人未納額	月分 円
5 補償限度額	円
6 申請額(4、5のうち少額の方)	円

第4号様式（第4条関係）

補償金決定（却下）通知書

年 月 日

様

品川区長 印

品川区高齢者住宅あっ旋事業実施要綱に基づき、未納額の補償金の
交付の可否を下記のとおり決定したので通知します。

記

決定

種 別	金 額	算 出 根 拠
未納者補償金	円	

却下
理由：

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所

氏 名

㊞

助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日付で交付決定のあった品川区高齢者住宅あっ旋助成金について、下記の金額を請求します。

記

交付請求額

円

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

品川区長 様

住 所

氏 名

印

補 償 金 交 付 請 求 書

年 月 日決定 第 号で通知の品川区高齢者住宅あつ旋事業実
施要綱に基づく補償金額について、下記のとおり請求します。

記

請求額

円

第7号様式（第7条関係）

交 付 取 消 通 知 書

年 月 日

様

品川区長 印

品川区高齢者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、 年 月 日付
で交付決定のあった品川区高齢者住宅あつ旋（助成金・補償金）交付につ
いて、下記のとおり取消を通知し、返還を求めます。

記

1 取消日	年 月 日
2 取消理由	
3 返還請求額	円